

## 個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	農地台帳	
行政機関等の名称	清水町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	清水町産業観光課産業振興係	
個人情報ファイルの利用目的	農業委員会の事務遂行における基礎資料とするため	
記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の所在、地番、地目、面積</li> <li>・農地の所有者の氏名又は名称及び住所</li> <li>・農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権及び収益を目的とする権利が設定されている場合は、これらの権利の種類、存続期間、権利者名等</li> </ul>	
記録範囲	町内農地(転用済みの土地を含む)	
記録情報の収集方法	農業者からの各種申請及び農業委員による情報収集による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	清水町、一般社団法人静岡県農業会議	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 清水町役場 総務課	
	(所在地) 清水町堂庭 210 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	農地法第 52 条の 2 第 3 項	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 20 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	農地転用整理簿	
行政機関等の名称	清水町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	清水町産業観光課産業振興係	
個人情報ファイルの利用目的	各農地の転用及び賃貸借等の記録	
記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の氏名又は名称及び住所</li> <li>・申請対象となる農地の所在、地番、地目、面積</li> <li>・申請日及び許可日</li> </ul>	
記録範囲	町内農地のうち転用及び賃貸借等の申請があった土地	
記録情報の収集方法	各種申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 清水町役場 総務課	
	(所在地) 清水町堂庭 210 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第20条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	/	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	/	
行政機関等匿名加工情報の概要	/	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	/	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	/	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	/	
備 考		